

○延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
自動車検査独立行政法人	並行輸入自動車の新規登録時における書類	H19.9.4	H19.10.4	H19.10.5	1	文書特定についての請求者との協議、調整に時間を要したため。
	並行輸入自動車の新規登録時における書類	H19.9.4	H19.10.4	H19.10.5	1	文書特定についての請求者との協議、調整に時間を要したため。
	並行輸入自動車の新規登録時における書類	H19.9.4	H19.10.4	H19.10.5	1	文書特定についての請求者との協議、調整に時間を要したため。
	九州検査部熊本事務所における担当者印使用管理簿及び検査官使用記録簿	H19.9.4	H19.10.4	H19.10.31	27	文書特定についての請求者との協議、調整及び処理方針の検討に時間を要したため。
	平成19年5月の神奈川事務所二輪車用検査機器の異常の有無がわかる管理簿	H19.11.2	H19.12.2	H19.12.12	10	文書特定についての請求者との協議、調整に時間を要したため。